省　令

○総務省令第三号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の八十八の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十七日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第百一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号中「第四十二条」を「第五十一条の三第一項」に改め、同号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　鉱業法第四十条第三項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　鉱業法第四十一条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　鉱業法第五十一条の二第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附　則

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

○法務省令第二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十七日

法務大臣　小川　敏夫

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表高松入国管理局高知港出張所の項中「高松入国管理局高知港出張所」を「高松入国管理局高知出張所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。

○国土交通省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十七日

国土交通大臣　前田　武志

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加える。

第二条第一項、第四条第二項、第七条、第九条第二項、第十一条、第十五条第一号、第十六条及び第二十三条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十二条を削る。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○中央選挙管理会告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十四年一月十七日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十階　共用会議室二

日時　平成二十四年一月十七日　午前十一時

○政治資金適正化委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年一月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四〇八〇	二三、一二、二二	島崎　吉夫
四〇八一	二三、一二、二二	星川　和輝
四〇八二	二三、一二、二二	太田　聡
四〇八三	二三、一二、二二	福元　良樹
四〇八四	二三、一二、二二	野村　知由
四〇八五	二三、一二、二二	竹内　孝

○財務省告示第二十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項第九号及び第三十九条の二十二第二項第十三号の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る基金を次のように指定する。

平成二十四年一月十七日

財務大臣　安住　淳

独立行政法人農畜産業振興機構が設置する養豚経営安定基金（平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日までの間に負担金を徴収するものに限る。）

○厚生労働省告示第九号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百五十九号）の施行に伴い、並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九条第二項及び第十条の二第二項の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令第九条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める主として生計を維持することの認定の基準（平成二十年厚生労働省告示第三十五号）の一部を次のように改正し、社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生の日から適用する。

平成二十四年一月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九条第二項及び第十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める主として生計を維持することの認定の基準

本文中「社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九条第一項第二号」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九条第一項第二号及び第十条の二第一項第二号」に改める。

第一号中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第六条第一項第一号」に改める。

○厚生労働省告示第十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄第十九号中「吸水軟膏（こう）」を「吸水クリーム」に改め、同欄第二十八号中「サッカリンナトリウム」を「サッカリンナトリウム水和物」に改め、同欄中第百十二号を第百十五号とし、第六十四号から第百十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六十三号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六　トレハロース水和物

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第六十二号を第六十四号とし、第四十二号から第六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第四十一号中「滅菌精製水」を「滅菌精製水（容器入り）」に改め、同号を同欄第四十三号とし、同欄第四十号を同欄第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二　精製水（容器入り）